

○安中市立松井田中学校 教育振興会会則 (案)

第1章 名称及び事務局

(名称)

第1条 本会は安中市立松井田中学校教育振興会と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は、松井田中学校に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、松井田中学校の教育振興を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 松井田中学校の教育施設及び備品の充実を図る。
- (2) 教育活動推進のための援助・後援をする。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

第3章 会員

(会員)

第5条 本会員は、中学校のPTA会員をもって構成し、本会の趣旨に賛同する者も会員となることができる。

第4章 経理

(経費の支弁)

第6条 本会の経費は、会費、安中市教育委員会補助金、寄付金並びにその他の収入によって支弁される。会費は年額1,000円とする。

(決算の承認)

第7条 本会の決算は、会計監査を経て会員に報告し承認を得なければならない。

(会計年度)

第8条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

第5章 役員

(役員)

第9条 本会は、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 書記 2名
- (4) 会計 1名

(任期)

第10条 役員の任期は、1年とする。但し、再任は妨げないものとする。また、欠員補充を伴う役員は、前任者の残任期間とする。

(役員の実務)

第11条 役員の実務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し会務を総括し、総会並びに役員会を招集し、その議長となる。(PTA会長を充てる)
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その実務を代行する。(PTA副会長を充てる)

- (3) 書記は、総会並びに役員会の議事の記録、本会運営全般の事務に当たる。(教頭並びに部活動担当を充てる)
- (4) 会計は、総会で決議された予算に基づいて会計事務の処理を行うと共に、会員に会計監査を経て収支の報告を行う。(学校事務職員を充てる)

第6章 顧問

(顧問)

第12条 校長は顧問となり、求めに応じ意見を述べ、本会の発展に協力する。

第7章 会計監査

(会計監査委員)

第13条 本会の会計監査を行うために、2名の会計監査委員を置く。(PTA 会計監査委員を充てる)

(会計監査)

第14条 会計監査委員は、経理に関する一切の処理事項に関する監査を行い総会にて報告する。会計監査は、必要に応じて随時行うことができる。

(会計監査委員の任期)

第15条 会計監査委員の任期は1年とする。但し、再任は妨げない。

第8章 総会

(総会)

第16条 総会は全会員をもって構成され、本会の最高決議機関である。

2 教育振興会費の予算決議並びに収支決算報告を審議、承認する。

3 次年度の役員を選出する。

(実績報告)

第17条 会長は、本会の事業実績報告(会計報告を含む)を次年度の総会で報告することとする。

第9章 役員会

(役員会)

第18条 役員会は、会長、副会長、書記、会計で組織し、必要に応じて開催する。

(役員会の業務)

第19条 役員会は、本会の事業計画の立案及び承認に当たると共に、会費の徴収並びに会員に報告する議案の作成に当たる。

第10章 会則の改正

(会則の改正)

第20条 本会の会則の改正は、役員会において行う。但し、役員会は、会則を改正した場合には、速やかに会員に報告しなければならない。

(細則の制定及び改廃)

第21条 本会に必要な細則は、会則に反しない限りにおいて役員会の議決により定める。但し、役員会は、細則の設定又は改廃した場合には、速やかに会員に報告しなければならない。

附則

1 この会則は、令和4年4月1日より施行する。